

和歌山県留置施設視察委員会に関する規程

(最終改正：令和2年12月25日 和歌山県公安委員会規程第2号)

和歌山県留置施設視察委員会に関する規程を次のように定める。

和歌山県留置施設視察委員会に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第21条、和歌山県留置施設視察委員会に関する条例（平成19年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。）第2条及び和歌山県留置施設視察委員会に関する規則（平成19年和歌山県公安委員会規則第7号）に定めるもののほか、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）の任命、解任等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 公安委員会は、法第21条第1項の規定により委員を任命するときは、任命状（別記様式第1号）を交付するものとする。

(解任)

第3条 公安委員会は、条例第2条第4項の規定により委員を解任するときは、解任通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(辞任)

第4条 委員は、辞任しようとするときは、辞任願（別記様式第3号）を公安委員会に提出するものとする。

2 公安委員会は、前項の辞任を承認するときは、辞任承認書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(解任事由の通知)

第5条 委員長は、委員が条例第2条第4項に規定する事由に該当すると認めるときは、公安委員会に対し、解任事由通知書（別記様式第5号）により通知することができる。

(別記様式省略)